

農業委員会委員選挙が行われます

投票日／7月6日(日) 午前7時～午後8時

弟子屈町農業委員会委員選挙が7月6日(日)に行われます。弟子屈町ではこれまでと同様に、町内9カ所の投票所で午前7時から午後8時まで投票することができます。投票日には、弟子屈町農業委員会委員選挙入場券(はがき)を必ず持参し、入場券に記載された投票所で投票してください。

明日の農業社会をつくる大切な選挙であることを自覚し「明るく正しい選挙」になるよう、一人一人が責任を持って投票を行いましょう。

投票できるのは、平成26年3月31日確定の弟子屈町農業委員会委員選挙人名簿に登録されている方だけです。

投票日に投票できない方は、期日前投票制度などを活用し、投票することができます。

▶期日前投票制度

投票日の前であっても投票日と同様、投票用紙を投票箱に直接投函することができます。

- 期間／7月2日(水)～7月5日(土)
- 時間／午前8時30分～午後8時
- 場所／期日前投票所(公民館1階研修室)
- 対象者／投票日に仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭など一定の事由に該当し、投票所に行くことができないと見込まれる方。

問い合わせ先／町選挙管理委員会事務局(役場総務課内) ☎482-2912(課直通)



みんなが参加
明るい選挙

立候補予定者説明会

日時／6月24日(火) 午後2時
場所／役場3階A会議室

立候補届出書事前審査

日時／6月26日(木) 午前10時～午後4時
場所／役場3階A会議室

立候補届出

日時／7月1日(火)
午前8時30分～午後5時
場所／役場3階A会議室

摩周厚生病院からのお知らせ!!

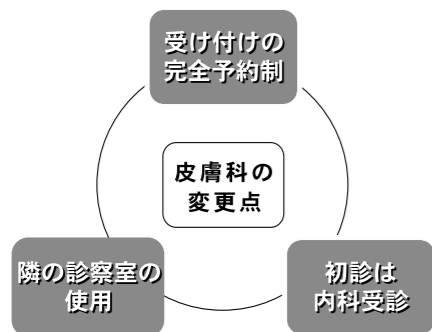
7月から皮膚科外来が完全予約制に変わります

摩周厚生病院の皮膚科は隔週の水曜日に診療を行っています。

多くの方に受診していただいておりますが、8時10分の受付開始時に20～30人の方が集中し、それ以降に受け付けした方の診察が午後になるなど待ち時間が長く、皆さんにご迷惑をお掛けしています。

そのため7月から、皮膚科の受診方法を右のとおり変更しますので、ご注意ください。

ご不便をおかけしますが、今後も待ち時間の短縮など、皆さんに気持ちよく受診していただけるよう改善していきますので、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。



問い合わせ先／摩周厚生病院 事務 ☎482-2241

受診は予約制となります

- 診察は完全予約制となります。
- 受診の際に、次回の予約を取らせていただきます。

初診の方は紹介制となります

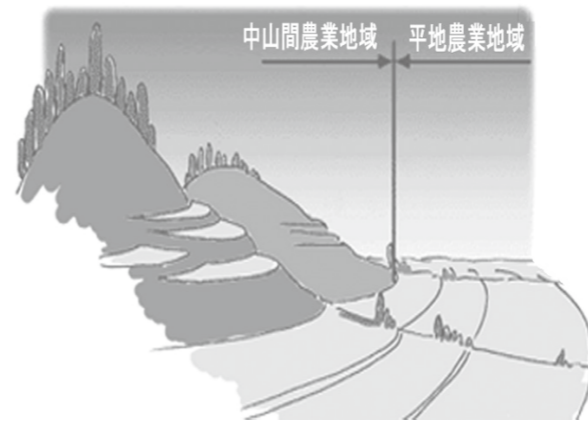
- 初診の方は一度内科で診察をしていただき、症状により皮膚科を受診していただきます。

隣の診察室も使用します

- 処置などのある方は、隣の診察室であらかじめ準備してお待ちいただきます。

ご存じですか？ 地域農業を守り育てる

中山間地域等直接支払制度



中山間地域等直接支払制度は、平成12～16年度に第一期、平成17～21年度に第二期で、10年間にわたり実施されてきました。国(50%)、北海道(25%)、町(25%)がそれぞれの負担率で農業の方などに直接交付金を支払い、農業生産活動などの推進を図ります。

内容を皆さんにお知らせします。

中山間地域等って何？

「中山間地域等」とは、平野の外側の周辺部から山間地までのことを指しています。全国土の7割程度の面積を占めていて、総人口の約14%が生生活する地域であり、弟子屈町もこの地域に当てはまります。

農業生産額、農家数、農地面積では、全国の約4割を占め、日本の農業・農村の中で重要な地位を占めています。

中山間地域等直接支払制度

山間などの農業・農村が有する水源かん養機能や洪水防止機能などの多面的機能によって、下流域の住民の生産・財産と豊かな暮らしが守られています。

しかし、こうした地域は高齢化が進む中、農地に傾斜地が多い、積算気温が著しく低く草地の占める割合が高いなど、平地に比べ農業として生産条件が不利なことから、担い手の減少や耕作放棄の増加などにより多面的機能が低下し、国民全体にとって大きな経済的損失が生じています。これらの地域で適切な農業生産活動が継続的に行われるように、農業の生産条件に関する不利を補正するための支援を行うことで、多面的機能の確保を図るための制度です。

本町は、積算気温が2千300℃未満と極めて低い気象条件にあり、草地が耕地面積の80%以上を占める草地率の高い酪農地帯となっています。

制度の対象となる活動

対象となる活動は、集落協定に基づいて5年間以上継続される農業生産活動などに加え、多面的機能を増進する活動として、集落が実態に合ったものを選択して実施されます。

この農業生産活動などと多面的機能を増進する活動を合わせて共同取組活動といいます。これらの農業生産活動などを行う農業の方などの間で、対象とする農地の範囲と共同取組活動の内容を規定した集落協定を締結することで、農地面積に応じて交付金が交付されます。

交付金は共同取組活動に充てるほか、協定参加者の農地面積に応じて個人に配分されますが、交付金のおおむね50%以上を共同取組活動に割り当てることが望ましいとされています。

制度の趣旨の実現のためには、個々の農家の取り組み以上に、集団による取り組みが有効であることから、集落ぐるみの取り組みを推進することが重要なポイントとなっています。

平成22年度から始まった本町の取り組み

本町は、町内全域を一つの集落として「弟子屈集落協定」を締結し、平成25年度は141戸の農家や農業生産組合などが参加しました。

平成22年度からは制度が一部改正され、担い手対策や食糧自給率向上に向けた農業生産を維持するための対策が組み込まれ、本町では地場産牛乳のPRなどを積極的に行っています。

前対策から実施されている「担い手の高齢化・減少などによる耕作放棄地の荒廃防止や「良好な農村景観形成(ヒマワリ畑の整備)」などを継続しつつ、新対策による地域農業の発展および地域経済の向上につながる取り組みを実施したいと考えています。さらには、地域小・中学校と連携し、農業体験・牧場見学会など、新しい世代への農業教育活動にも積極的に取り組んでいます。

今後も農業関係者、町民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

弟子屈町の25年度取組状況

弟子屈集落の平成25年度の対象草地面積は77,210,976㎡で、交付金総額は115,816,464円(交付単価1.5円/㎡)となっています。うち共同取組活動費に64,821,521円を配分し、農業者の耕作面積に応じて支払う個人配分とで約50%ずつに分けて使用しました。

【実施した主な共同取組活動】

- 良質な粗飼料の生産と収量の向上を図るため、草地更新に対して助成。(21,572千円)
- 地場産牛乳のPRおよび商品開発、町民還元牛乳の配布などを実施。(1,257千円)
- 伝染病の侵入防止対策を実施。(1,165千円)
- 公共牧場の利用促進と牛の環境改善のため、施設整備などを実施。(10,558千円)
- 農村景観整備のため、ヒマワリ畑の設置や施設花壇整備。(3,000千円)

この制度は、日本の農業政策上重要な取り組みです。農業の方々に直接交付金を支払うことから、町民の皆さんの理解の下、明確かつ合理的・客観的な基準により透明性を確保して実施しなければなりません。こうした観点から、集落の概要や実施状況を今後も公表していきます。

問い合わせ先／役場農林課農政係 ☎482-2936(課直通)